

# 令和3（2021）年度予算編成方針

令和2（2020）年10月  
柏 崎 市

## 1 予算編成の基本方針

---

令和3（2021）年度予算は、未だ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響下、これまで経験したことのない編成となる。また、本市においては、新庁舎移転後、初めての予算編成となり、将来にわたり持続可能な市政運営を目指し、決意を新たに目の前の課題に全力で取り組まなければならない。

まずは、感染症が市民生活や地域経済に与える影響を可能な限り抑えるとともに、感染症禍にあっても市民が安全・安心に暮らし続けられること、事業者の事業継続・雇用維持を守ることを念頭に編成する。あわせて、地方回帰・脱都会時代への変革や「新たな日常」に対応するとともに、行政デジタル化を推進していくため、引き続きスピード感と実質性を求め、平成30（2018）年度来取り組んでいる「事業峻別」をベースに、「真に行政が行うべき事業なのか」、「今行うべき事業なのか」、「困っている、難儀している市民に対応したもののなのか」、「事業効果が上がっているもののなのか、もしくは上がるが見込まれるもののなのか」という視点を持ちながら編成する。

併せて、新たな時代を見据え、市政運営の基本となる「柏崎市第五次総合計画」に掲げる将来都市像「力強く 心地よいまち」と基本理念の実現、「柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に資する事業を力強く推進していかなければならない。さらに、総合計画後期基本計画を先導する事業についても予算措置を行う考えである。

混沌とした社会情勢にある今だからこそ、厳しさと柔軟さの両面から財政基盤を構築し、未来に希望を抱くことのできる持続可能な市政運営を追求していく。

### <背景>

本市の令和元（2019）年度決算は、前年度と比較して、子ども・子育て支援臨時交付金により地方特例交付金の歳入増加があったものの、法人市民税や固定資産税の減少により市税が約2億4,000万円、地方交付税が約4億

6, 000万円と大きく減額した。

次年度において、歳入では、市税のうち使用済核燃料税の増額が期待できるものの、普通交付税の縮減や人口減少等による市税漸減傾向のほか、感染症の影響により、市民税を始め各種歳入への影響が見込まれる。歳出では、老朽化する公共施設等の大規模修繕や未利用施設の解体、道路や橋りょうなどの社会基盤施設の維持補修、今後加速化する人口減少の中、少子高齢化により、社会保障関係事業の充実に係る経常経費の増加が避けられない。また、中長期的には、し尿・ごみ処理場の施設更新及び小中学校建設など多額の支出も予定されているところである。

財政指標においては、中越沖地震の災害復旧事業債の償還終了とガス事業清算特別会計からの繰入れにより、実質公債費比率（3か年平均）は11.6%と改善し、将来負担比率は21.6%と低水準で推移している。また、経常収支比率は93.7%と減少したものの、依然として高く、財政の硬直化の懸念が続いている。

このような厳しい財政状況下にあっても、最優先課題として、感染症対策に取り組まなければいけない。また、市政の発展のほか、「新たな日常」の構築にもつながる人材の育成・確保対策、人口減少・定住対策、雇用確保対策、産業振興施策、子育て施策、医療・介護・福祉への取組、防災対策、シティセルズの推進などの事業を着実に推進していくとともに、地域エネルギービジョンの実現も目指していかなくてはならない。

#### (1) 感染症対策、「新たな日常」に資する事業

感染症対策や「新たな日常」に対応するため、経済対策、医療対策、生活環境整備などについては、予算の重点化を行う。

#### (2) 重点戦略を推進する事業

第五次総合計画・前期基本計画で重点戦略に位置付けられ、本市が直面する重要課題に積極的に取り組む事業については、引き続き予算の重点化を行う。

また、後期基本計画を先導する事業についても同様の取扱いとする。

#### (3) 新規・拡充事業

予算要求に先立ち、市長と各部長のミーティングを実施するので、重要性・緊急性から新たに取り組む、又は拡充する必要のある事業は、ミーティング時に提案・説明すること。その結果を踏まえ、予算の重点化を行う。なお、新規・拡充事業を提出する場合は、費用対効果、後年度負担、他市の状況等の検証を十分に行うこと。あらかじめ市長の指示もしくは了解を得た事

業であっても、財務部長査定の対象とする。

#### (4) 健全財政の堅持

健全かつ安定した財政運営を堅持するため、事業峻別や行政評価に基づいて既存事業の徹底した見直しを行い、限られた財源の効果的な予算配分を行う。

## 2 予算要求に際しての留意事項

---

### (1) 予算要求の基本事項

予算要求に当たっては、本市の財政状況や感染症未収束の時勢を十分に認識し、過去の要求内容の単純な引用など、前例踏襲、慣習・通例による要求は行わないこと。また、具体的な予算要求に際しては、緊急性、必要性等の判断基準により優先順位を明確化した上で、例年に増して徹底した施策・事業の重点化を進め、要求内容にメリハリをつけること。さらに、平成30（2018）年度、令和元（2019）年度の事業峻別の結果を「事業概要」のうち「成果」の欄に必ず入力すること。

### (2) 経費別要求基準

令和3（2021）年度の予算編成に当たっては、次のとおり経費別の要求基準を設定する。なお、令和2（2020）年度当初予算額を基準として、事務事業費全額が特定財源により賄われる場合を除き、要求額の縮減を前提とした要求とすること。

#### ア 経常費

- (ア) 感染症対策や「新たな日常」の構築に必要な経費は、一人ひとりが創造力を働かせ、部課長も含め十分精査した上で要求すること。
- (イ) 第五次総合計画・前期基本計画（財政計画を含む）、柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿って要求すること。また後期基本計画の策定年度であることから、先導する事業の予算要求に留意すること。
- (ウ) 事務事業のスクラップアンドビルドにより要求する新たな科目の計上額は、従来の科目の総額を上回ることをしないようにすること。
- (エ) 東日本大震災被災者支援に係る経費は別枠とすること。
- (オ) 事業峻別及び行政評価の結果を踏まえた要求とすること。
- (カ) 消耗品費などの需用費やコピー使用料等の事務経費については、前年度予算額を超えないこと（必ずヒアリング時に確認します。）。
- (キ) 旅費については、オンライン会議の活用を検討し、真に必要な経費のみを要求することとし、前年度比5%減とすること（必ずヒアリング時に確認します。）。

## イ 事業費

第五次総合計画・前期基本計画に掲げる主要事業、財政計画に所要額を計上済の事業、柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標達成に資する事業、柏崎市公共施設等総合管理計画の基本方針及び次期個別施設計画に即した事業とする。

なお、普通建設事業は、新庁舎整備事業の完了後において、例年規模の事業費を確保していく予定である。

## ウ 新規・拡充事業

第五次総合計画・前期基本計画で予定する範囲で、かつ、市長ミーティングにおいて特に必要と認められた事業とする。ただし、スクラップアンドビルドの視点に立ち、既存事業の見直しによる財源確保を検討すること。

### (3) 共通留意事項

#### ア 歳入・歳出、事務事業の精査

健全財政確保の見地から、歳入については確実な見通しを立てること。その際に、特定目的基金の有効活用も含めた、特定財源の的確な把握に努めること。

歳出については、事務事業内容を精査し、かつ、適切な科目での予算措置をすること。職場内の適正な人員配置に努めるとともに、引き続き経費の削減を図ること。

#### イ コスト意識に基づく予算要求

先例にとらわれることなく、全ての事務事業を次の観点において検証すること。

- (ア) 必要性：市が実施する必要性が確認できているか。
- (イ) 効率性：無駄がなく、投入される行政資源に見合う成果が確実に見込めるか。
- (ウ) 有効性：意図する目的・効果を最大化できる手法が選択されているか。
- (エ) 緊急性：上記観点に加え、他の事業より優先して実施すべきものか。
- (オ) 公平性：世代間・地域間において不均衡な制度・サービスとなっていないか。

#### ウ 関係部局との連携

行政需要の多様化・複雑化に伴い、複数の部署が分野横断的に取り組むべき事業が増加していることから、適切な情報共有体制の下、職員相互の協力的体制や組織間の連携を強化した上で、予算要求に当たっては、事前に必ず関連部局間で協議し、行政の総合性・効率性を最大限確保すること。

#### エ 年間予算、国・県の動向把握

国の予算や地方財政計画が現時点では明らかでないため、原則として現行

制度に基づき、国・県等の動向を的確に把握した年間予算とする。この年間予算の考え方は、災害関係等特別の事情があるものを除き、執行における財源不足の補正は認めない方針であるので、要求に当たっては特に留意すること。

なお、国においては、経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太の方針）にもある行政デジタル化の動向や感染症関連の財政措置、県においては、新潟県行財政改革行動計画に基づく取組の動向を把握すること。

また、新政権の動向によっては、大きな制度変更や新たな施策への対応が予想されることから、常に情報収集に努め、必要に応じて予算編成過程での反映に努めること。さらに、国が要請する事務事業を着実に実施すること。

予算要求後に制度変更等が生じ、財政措置が必要になった場合には、速やかに財政管理課財政係に協議すること。

#### **オ 補助金交付事業の取組**

市政発展や住民福祉の向上のために必要な国・県の新規補助事業への取組及び新規の補助金交付を予定するものや要綱の見直しを予定しているものについては、予算査定の前に補助金等検討委員会（10月上旬開催済み）において審議し、その後、庁議での協議（10月下旬予定）を経て決定する。

#### **カ 各機関からの指摘事項等**

国・県、市議会、監査機関からの指摘・指導事項は、改善すること。

#### **キ 実施時期の令和4（2022）年度以降への延期**

財源の減少が見込まれる中、感染症対策に最優先で取り組まなければならない。このため、感染症対策の財源確保のため、令和3（2021）年度に予定していた事務事業であっても、令和4（2022）年度以降に実施可能な事務事業は延期すること。

### **(4) 歳入**

健全な財政運営を堅持していくためには自主財源の確保に努める必要がある。歳入を的確に把握し、更なる収入確保を図るとともに、次に掲げる事項に留意すること。なお、国・県支出金の不採択による歳入不足などを防止するため、必要に応じて別途ヒアリングを行うものとする。

#### **ア 市税**

市税収入は、財政運営の根幹を為すものである。その見積りに当たっては、感染症が社会経済活動に大きな影響を及ぼしていることを踏まえつつ、経済情勢の推移や税制改正の動向を十分に勘案し、確実な年間収入見積額を計上すること。また、税負担の公平性の観点から、課税客体の的確な把握に

努めるとともに、市税徴収率については、徴税努力により、前年度以上の水準を目指すこと。

#### イ 地方交付税

国の地方財政計画の動向に留意し、基準財政需要額及び基準財政収入額を算定した上で計上すること。

#### ウ 分担金及び負担金

受益者負担の原則に基づき、適正な予算計上を行うこと。負担水準については、必要な経費及び他の地方公共団体の状況を勘案した上で設定するが、その徴収に当たっては、法令又は条例の規定を明確にすること。

#### エ 使用料及び手数料

受益者負担の適正化、公平化の観点から、その額の設定に当たっては、原価計算に基づく算出額の水準を目指すとともに、社会経済情勢の変化に対応した適正なものとする。新規に使用料及び手数料を課する場合は、条例の制定が必要となるので、留意すること。

なお、使用料・手数料等の改定を行うものについては、使用料及び手数料等検討委員会に付議し、示された意見等を踏まえた上で予算要求すること。

#### オ 国・県支出金

国・県の予算編成の動向に留意し、事務事業への充当可能性を精査した上で積極的な確保に努めること。特に、国においては、感染症関連の財政措置、県においては、新潟県行財政改革行動計画に基づく予算編成の動向に留意すること。負担金及び補助金の廃止・減額があった場合は、他の財源の確保又は事業の廃止若しくは縮減を行うことを原則とし、安易に一般財源への振替は行わないこと。

なお、近年国・県支出金の見込みが不十分なため、不採択になった事案があったことから、的確に見積り、年度途中において歳入不足が生じることがないように十分注意すること。

#### カ 市債

同意等基準及び運用方針が明らかにされていないが、市債については、総合計画との整合を図るため、対象となる事業の精査を徹底する。

市債による財源確保については、普通交付税措置の高い地方債を原則とし、普通交付税措置のあるその他の地方債については、国の動向を注視すること。特に、過疎債の活用については、過疎地域自立促進特別措置法の動向が明確でないため注視すること（改めて財政管理課から周知する。）。また、交付税措置のない一般市債については、引き続き内容を厳選すること。

事業費要求に当たっては、事業内容、市債充当の可否等について、必ず財政管理課財政係と事前に協議すること。

## キ 財産収入

市有財産の現状を的確に把握し、貸付財産、保有意義の低下した市有地等については、積極的に売却を進め、歳入の確保に努めること。

## ク その他収入

広告事業の一層の拡充など、あらゆる観点から創意工夫を行い、新たな自主財源の創出に努めること。

## (5) 歳出

歳出予算要求書により査定を行うので、要求に当たっては、事業範囲の把握、積算根拠等について留意すること。また、市民への説明責任を果たすという意識を常に持ち、予算要求書における対象、手段、意図、成果、事業の内容の各項目について、分かりやすく必要十分な説明を記載すること。

なお、これらの情報は、令和3（2021）年度からデジタル予算書に反映し、市民に公開する予定である。

また、予算執行に当たって、安易に予算流用することのないよう支出科目・予算額の適正な計上に努めること。

## ア 職員人件費

人事課が一括して要求する。ただし、人事課で所管しない人件費（選挙費用等）は、担当課で要求すること。

時間外勤務手当については、今後人事課と財政管理課で協議を行う。

会計年度任用職員の雇用に関しては、人事課と協議の上、予算要求すること。なお、予算編成の過程において、財政管理課が査定することもあり得る。

## イ 物件費・維持補修費

要求科目の適正化を図るとともに、経費の節減と効率化を徹底すること。

前述した、消耗品費などの需用費やコピー使用料等の事務経費については前年度予算額以下、旅費については前年度比5%減で要求すること（必ずヒアリング時に確認します。）。

消耗品のうち、新庁舎における新聞購読代は、総務課からの令和2（2020）年9月17日付け事務連絡「庁内における新聞購読実態に係る調査の実施について（依頼）」を踏まえ、原則として総務課が一括して要求する。ただし、補助金等の対象となる場合は、担当課が要求すること。

新庁舎での感染症対策に係る消耗品は、総務課が一括して要求する。ただし、新庁舎内外を問わず、イベントなど事務事業の感染症対策に係る消耗品は、担当課が要求すること。また、出先機関においては、従前どおり担当課が要求すること。

一般の消耗品の要求は、真に必要なものに限ること。

また、業務委託については、予算執行課に契約事務が任されており、財務規則や関係法令に基づいて適正な事務執行に当たること。建設工事同様、入札により契約することが基本であり、やむを得ず見積合わせ等により随意契約とする場合には、その根拠を明確にすること。

自動車損害賠償責任保険に係る保険料については、分散管理庁用車を管理している課において予算計上すること。

維持補修費は、その状況を現場で十分確認し、次期個別施設計画及び市長ミーティングの結果を踏まえ、緊急性、優先性、事業効果を十分に考慮した上で計上すること（写真など状況がわかる資料を聞き取り前に提出すること。提出方法は追って指示します。）。

新潟市内等への出張時に利用する高速バスカードのICカードは、人事課が一括して要求する。ただし、補助金の対象となるなど不都合が生じる場合は、人事課と協議すること。

#### ウ 投資的経費

取得価格100万円以上の備品や自動車購入については、「事業費」扱いになる。その際、自動車購入に係る保険料、リサイクル料、自動車重量税については、新規購入の場合は同一細々目に計上するが、更新購入の場合は、自動車購入費のみ事業費に計上し、保険料、自動車重量税等については「経常費」に計上する。なお、保険料については、財政管理課資産管理係が集約・計上する。

工事請負費と修繕料の計上区分が不明な場合は、必ず財政管理課財政係に事前協議すること。

#### エ 食糧費

要求に当たっては、交際費、食糧費の執行方針に基づき、真にやむを得ない経費のみを計上すること。なお、関係者に謝礼や委託料などを支払っている上、さらに土産的な物資を渡すことについての公費支出は不適切であることから、原則認めないこととする。ただし、やむを得ない場合については財政管理課財政係と事前に協議すること。

#### オ 負担金

食糧費に係る負担金は、公費による負担の適正化を判断の上、要求すること。特に「情報交換会」という名目で職員に係る飲食を伴う懇親会負担金を公費で支払うことは、原則認めない。したがって懇親会費を含む負担金については、その内容を明確にすること。ただし、これにより難しいものについては、財政管理課財政係と事前に協議すること。

また、各種団体への負担金については、目的、効果及び必要性を精査し、当該団体の決算財務書類等を確認した上で、減額の可否のみならず廃止も視野に入れた検証を行うこととし、増額は原則認めないこととする。

## カ 補助金

各種団体に対する補助金等については、その団体の自主自立的な運営の促進を求めることとし、担当課においてはその内容及び当該団体の決算財務書類等を確認した上で、減額の可否のみならず、廃止も視野に入れた検証を行うこととし、増額は原則認めないこととする。

毎年継続して補助金・負担金を支出しているイベント等についても、上記と同様とする。

## キ 扶助費

対象人員の推移、扶助基準、制度改正や単価改正の動向を的確に把握し、決算状況等を踏まえ、過大要求はせず適正に見積もること。国・県の基準に対し、市単独で上乘せや対象者の拡大をしている事業や、他団体と比較して給付水準が高い事業については、その必要性・妥当性及び効果を再検証し、廃止・統合・組替えなども視野に入れた見直しを行うこと。

国・県の補助事業であっても、特に新規事業については、補助制度の継続性等について県等との協議も含め、徹底した検証を行い、必要最小限の額を見積もること。

## ク 備品購入費

その性質形状を変えないことなく、比較的長く使用し、かつ、保存できる物品であれば、備品購入費で要求すること。財務規則別表第7物品分類表のうち、備品類の説明及び例示品名として掲げてある物品を購入する場合については、備品購入費で要求すること。ただし、取得価格が2万円未満のものは、消耗品費とする（注：公印は2万円未満でも備品である。）。計上区分が不明な場合は、必ず財政管理課財政係と事前に協議すること。

新庁舎内で利用する備品購入費の要求は、配置スペースを十分に確認し、真に必要なものに限ること。

## ケ 電話料・電報料

新庁舎の電話料は、総務課が一括して要求する。ただし、電報料については、担当課が要求すること。

## コ 下水道使用料

計上科目を10節需用費05細節光熱水費として要求すること。また、令和3（2021）年7月から料金改定が予定されているため、7月以降の下水道使用料は、改定後の料金に基づき要求すること。

## サ ゼロ市債の活用

公共事業の早期発注と事業実施の平準化のため、令和3（2021）年度予算においても活用する。ゼロ市債の活用が見込まれる場合には、あらかじめ財政管理課財政係と契約検査課に協議した上で、2月補正予算において債務負担行為の設定を要求すること。

## (6) 特別会計

特別会計も一般会計と同一基調に立ち、それぞれの会計の性格を十分に認識の上、一層の効率化及び自己財源の確保を図ること。一般会計からの繰入れについても、可能な限り圧縮するよう努めること。

## (7) 出資団体

出資団体については、その存在意義を再度検証した上で、団体自体の在り方や展開する事業について、経営改革の視点により見直しを行うこと。特に、団体に対して補助や委託等の財政支出が伴っている場合については、目的、効果等について入念な検証を行った上で、必要な経費を計上すること。また、事業峻別の対象となった団体においては、その結果を踏まえること。

## (8) 指定管理者制度

指定管理者制度導入施設の指定管理料については、現在設定している債務負担行為の年割額の上限以内の額で見積もること。

## (9) 入力期限等

入力期限については次のとおりとするので、全体のスケジュールを把握し、遅滞なく作業が終了するよう努めること。

### ア 入力期限

(ア) 経常費・特別会計（左記に伴う歳入も含む）

令和2（2020）年11月6日（金）午後5時まで

(イ) 事業費

令和2（2020）年11月13日（金）午後5時まで

※要求締切時期が異なるので注意すること。

※入力終了の連絡不要。午後5時でシステムの要求を締め切る。

### イ 入力様式

(ア) 歳出予算要求書

(イ) 歳入予算要求書

※要求書の出力方法はブックマーク>財務事務に関する財政関係資料集>財政関係>予算編成通知関係>予算編成・要求入力確認用>簡易要求書出力手順書を参照すること。

## (10) その他

ア 要求の入力は、10月13日（火）からとする。

イ 要求書の単価を統一するため別紙の標準単価表を参考にし、積算取込表により積算・入力すること。

ウ 新規事業要求等に伴い、歳入・歳出科目名称の新規・修正登録を必要とする場合は、指定様式を財政管理課財政係に紙ベースで提出すること。

(ア) 経常費・特別会計 11月 2日 (月) まで

(イ) 事業費 11月 9日 (月) まで

エ 債務負担行為及び継続費の入力については、別途通知する。

オ デジタル予算書への入力期間は、11月16日 (月) から12月10日 (木) まで (予定) とする。

#### 【予算編成スケジュール (予定)】

- 10月12日 (月) 予算編成方針説明会
- 10月12日 (月) 市長と各部長とのミーティング ～10月26日 (月)
- 11月 6日 (金) 要求 締切り (経常費・特別会計)
- 11月10日 (火) 聴き取り・査定 (特別会計)
- 11月11日 (水) 聴き取り・査定 (経常費) ～12月 1日 (火)
- 11月13日 (金) 要求 締切り (事業費)
- 12月 3日 (木) 聴き取り・査定 (事業費) ～12月11日 (金)
- 12月14日 (月) 聴き取り (歳入)
- 12月25日 (金) 部長査定結果各課通知
- 1月 4日 (月) 市長査定 ～1月6日 (水)
- 1月 8日 (金) 各課内々示
- 1月15日 (金) 市長復活査定
- 1月18日 (月) 復活処理
- 1月19日 (火) 各課内示
- 1月22日 (金) 各課予算書原稿点検 ～1月27日 (水) 頃
- 2月12日 (金) 庁議協議、議会会派代表者会議説明、臨時記者会見